

毎週火、金曜日発行（但休日、当ると翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 解除予定の保安林にする旨の通知
- 保安林の解除予定
- 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施

## 告示

### 鳥取県告示第三百七十四号

次の保安林を解除予定にする旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の  
規定により告示する。

昭和三十九年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
岩美郡岩美町大字浦富字二夕段三一八九―一〇

- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

### 鳥取県告示第三百七十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法  
（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に  
より告示する。

昭和三十九年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四―四四九（次  
の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 三 解除の理由  
砂丘休憩所敷地とするため

二(一) 解除予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市賀露町字西浜一七五七―二九六(次の図に示す部分に限る。)

二(二) 保安林として指定された目的

風害の防備

三(一) 解除の理由

指定理由の消滅

三(二) 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市上福原字北浜新田ノ参 一八二〇―二、一八二〇―六一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字北浜沖開一七九八―一〇、字北浜新田ノ三 一八二〇―六五、一八二〇―六六、字北浜新田ノ参 一八二〇―五七

三(三) 保安林として指定された目的

潮害の防備

三(四) 解除の理由

米子市都市計画に係る皆生温泉土地区画整理事業に伴う道路等の敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課、福部村役場、鳥取市役所及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百七十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、日本脳炎予防注射、ピロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び豚の所有者に対して検査、注射及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十九年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、日本脳炎及びピロプラズマ病予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
結核病検査及びブルセラ病検査

牛 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの、分娩前一月以内のもの及び分娩後十日以内のものを除く。

ピロプラズマ病検査及びだに駆除

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分娩前後一月以内のものを除く。

日本脳炎予防注射

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

第 一 次	第 二 次	実 施 区 域
六月 十五日	六月 十八日	東伯町
〃 二十二日	〃 二十五日	関金町
〃 二十三日	〃 二十六日	〃
〃 二十四日	〃 二十七日	〃
〃 二十六日	〃 二十九日	〃
七月 六日	七月 九日	三朝町
〃 七日	〃 十日	東郷町

豚 繁殖用牝豚

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査……急速凝集反応及び試験管凝集法

ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査

だに駆除……BHC散布

日本脳炎予防注射……日本脳炎予防液皮下注射

実 施 場 所

東伯家畜市場	検査場
真野原、明高、今西	検査場
崎山、新興	〃
郡家検査場、旧家畜市場	〃
泰久寺、松河原検査場、経営伝習農場	〃
片柴、横手	検査場
農協	〃

